

職場見学・職場実習受け入れ企業 応募要領

奈良県中小企業団体中央会

1. 職場見学・職場実習（インターンシップ）の趣旨

県内中小企業の強みを再発見し、中小企業に対する相互理解を深めることを目的に、学生や若年者と中小企業の交流の場として職場見学・職場実習を実施します。企業の実務を体験することで、「企業で働く」イメージを作り、就職意識を高め、就職に繋げ、また求職者の適性や能力について見極める機会をえることで、ミスマッチによる就職後の離職の抑制を目的に実施します。

2. 本事業に関わる者の定義

- (1) 職場見学・職場実習を受け入れる企業を「受け入れ企業」といいます。
- (2) 職場見学・職場実習を希望している者及び職場見学・実習を開始した者を「実習生」といいます。
- (3) 職場見学とは、1日・2～4時間程度で企業を見学することをいいます。
- (4) 職場実習とは、3～10日で企業で実務を体験することをいいます。

3. 本事業の対象となる受け入れ企業

- (1) 労働力の確保を目的とするのではなく、本事業の趣旨を理解して、実習生に指導・教育等行う意思を有し、県内に実施場所がある企業。
- (2) 各種法令等を遵守し、正社員求人をしている、もしくはする予定の企業。

4. 応募から職場見学・職場実習開始までの内容

- (1) 受け入れ企業は、奈良県中小企業団体中央会（以下[奈良県中央会]という。）に受け入れ企業登録をして下さい。
- (2) 職場見学受け入れ企業は、奈良県中央会が募集した見学希望者とのスケジュール調整を行い、実施決定をして下さい。
- (3) 職場実習受け入れ企業は、奈良県中央会が募集した実習希望者との面接を行い、実施決定をして下さい。

5. 職場での見学・実習内容

- (1) 1日あたりの職場見学は2時間～4時間程度、職場実習時間は3時間以上8時間以下とします。ただし、深夜業務は除きます。
- (2) 職場見学は休日を除き1日、職場実習期間は、休日を除き3日～10日間とします。

- (3) 受け入れ企業は、正当な理由がない場合を除き、職場見学・職場実習を終了できないものとしします。
- (4) 受け入れ企業は、実習生から職場見学・職場実習についての苦情、申し出等を受けた場合は、奈良県中央会と連携して、それぞれの責任者が中心となって迅速かつ適切な解決を図り、その結果を実習生に通知するものとしします。
- (5) 受け入れ企業は、実習生に金銭、有価証券、その他貴重品の取扱いをさせないで下さい。
- (6) 受け入れ企業は、実習生に自動車等の車両の運転をさせないで下さい。
- (7) 受け入れ企業は、実習生に対して報酬、交通費、昼食代等の金品等は渡さないこととしします。
- (8) 職場見学・職場実習終了後に、当会指定のアンケートにご協力下さい。
- (9) 職場見学の後に希望した職場実習については別途協議としします。

6. 職場見学・職場実習の途中終了

奈良県中央会は次の項目に該当する場合は、職場見学・職場実習を期間満了前に終了させていただく場合があります。

- ①実習生の病気等、やむを得ない事情が発生したとき
- ②受け入れ企業側に、見学や実習受け入れが困難になったとき
- ③実習生の雇用が決定したとき

7. 職場実習期間中の保険

実習生に起因するリスクを包括的に補償するために奈良県中央会の費用負担により、保険に加入します。なお、大学生は、所属する大学において「学生教育研究賠償責任保険」に加入している場合は、その大学の保険を適用します。

8. その他

本要領に定めがない事項については、奈良県中央会と受け入れ企業との協議により適宜決定するものとしします。